

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案参照条文（目次）

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）	1
○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）	12
○旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）（抄）	19
○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）	20
○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）	20
○電波法（昭和二十五年法律第三十一号）（抄）	23
○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	23
○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）	24
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）	26
○中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）（抄）	26
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	27
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	28
○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）	28
○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）	29
○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	29
○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	30
○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	31
○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	32
○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）	32
○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（抄）	33
○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）	33
○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）	34

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案参照条文

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

## 第二章 奄美群島振興開発計画等

### （基本方針）

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、奄美群島の振興開発を図るため、奄美群島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 奄美群島の振興開発の意義及び方向に関する事項
- 二 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項
- 三 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項
- 四 観光の開発に関する基本的な事項
- 五 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項
- 六 生活環境の整備に関する基本的な事項
- 七 保健衛生の向上に関する基本的な事項
- 八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
- 九 医療の確保等に関する基本的な事項
- 十 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
- 十一 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項
- 十二 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 十三 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

十四 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項

十五 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下単に「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十六 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に関する基本的な事項

3 基本方針は、奄美群島が我が国の自然環境の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っていることにかんがみ、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4 基本方針は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならぬ。

5 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（振興開発計画）

第三条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

二 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項

三 観光の開発に関する事項

四 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する事項

五 生活環境の整備に関する事項

六 保健衛生の向上に関する事項

七 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

八 医療の確保等に関する事項

九 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

十 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

十一 教育及び文化の振興に関する事項

十二 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

十三 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

十四 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び

協力の確保に関する事項

十五 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に關し必要な事項

3 振興開発計画は、奄美群島内の島ごとの地理的及び自然的特性、人口及び産業の集積の状況その他の特性に応じた振興開発が図られるよう定めるものとする。

4 振興開発計画は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島内の市町村に対し、当該市町村に係る振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならない。この場合において、当該求めを受けた市町村は、単独で又は共同してその案を作成し、及び提出することができる。

6 鹿児島県は、前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

7 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

8 鹿児島県は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

第四条及び第五条 削除

(特別の助成)

第六条 振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。

2 前項に規定する事業に要する経費に対する他の法令(当該事業が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)第二条第二項に規定する開発指定事業に相当するものである場合には、当該事業については、同法の規定の適用があるものとした場合における同法を含む。)の規定による国の負担又は補助の割合が、前項の政令で定める割合を超えるときは、当該事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 国は、振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合同際には、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

4 第一項に規定する事業に要する経費につき、第一項及び第二項の規定による国の負担又は補助の割合により国が負担し、又は補助する場合には、おける国の負担金又は補助金の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で必要な特例を定めることができる。

5 国は、第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

6 奄美群島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

（地方債についての配慮）

第六条の二 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（医療の確保等）

第六条の三 鹿児島県は、奄美群島における医療を確保するため、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
  - 二 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備
  - 三 定期的な巡回診療
  - 四 保健師による保健指導等の活動
  - 五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、その輸送中に医療を行う体制を含む。第七項において同じ。）の整備
  - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 鹿児島県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣
  - 二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療
- 3 国及び鹿児島県は、無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（第七項において「医師等」という。）の確保その他無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。
- 4 鹿児島県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。
- 5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
- 6 国及び鹿児島県は、奄美群島における医療を確保するため、市町村が振興開発計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

7 国及び地方公共団体は、奄美群島内の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(交通の確保等)

第六条の四 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

(農林水産業の振興)

第六条の五 国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(就業の促進)

第六条の六 国及び地方公共団体は、奄美群島の住民及び奄美群島へ移住しようとする者の奄美群島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第六条の七 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の福祉の増進)

第六条の八 国及び地方公共団体は、奄美群島における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実等)

第六条の九 国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第六条の十 国及び地方公共団体は、奄美群島において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(地域間交流の促進)

第六条の十一 国及び地方公共団体は、奄美群島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることにかんがみ、国民の奄美群島に対する理解と関心を深めるとともに、奄美群島の活性化に資するため、奄美群島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)

第六条の十二 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、奄美群島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成並びに奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間に

おける緊密な連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第六条の十三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、次に掲げる措置を講じた場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（第二号に規定する事業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 奄美群島内において次に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置（ホに掲げる事業の用に供するものを除く。）若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さないこと。

イ 製造の事業

ロ 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業

ハ ホに規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業

ニ 奄美群島において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に奄美群島以外の地域の者に販売することを目的とする事業

ホ 旅館業（下宿営業を除く。）

二 奄美群島内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さないこと。

三 前二号に規定する者について、これらの規定に規定する地方税に係る不均一の課税をすること。

### 第三章 奄美群島振興開発審議会

(奄美群島振興開発審議会の設置及び権限)

第七条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他奄美群島の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、国土交通省に奄美群島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、奄美群島の振興開発に関する重要事項につき、国土交通大臣、総務大臣又は農林水産大臣に対し意見を申し出ることができる。（審議会の組織等）

第八条 審議会は、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験のある者につき、国土交通大臣が任命する委員十一人以内で組織する。2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、非常勤とする。

- 5 前各項に定めるものの外、審議会の議事、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金

##### 第一節 総則

###### (目的)

第九条 独立行政法人奄美群島振興開発基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

###### (名称)

第十条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条

第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人奄美群島振興開発基金とする。

###### (基金の目的)

第十一条 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

###### (事務所)

第十二条 基金は、主たる事務所を奄美群島に置く。

###### (資本金)

第十三条 基金の資本金は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十一号）附則第六条第六項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、基金に出資することができる。

##### 第二節 役員及び職員

###### (役員)

第十四条 基金に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 基金に、役員として、理事一人を置くことができる。

###### (理事の職務及び権限等)

第十五条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

###### (役員任期)

第十六条 役員の任期は、二年とする。

第三節 業務等

(業務の範囲)

第十七条 基金は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

二 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者（次号に規定する事業者を除く。）で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。

三 奄美群島において振興開発計画に基づく事業（奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。）を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十八条 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第一号から第三号までに掲げる業務（債務の保証の決定又は貸付けの決定を除く。）及びこれらに附帯する業務の一部を政令で定める金融機関（債権の回収に係るものにあつては、政令で定める金融機関及び債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社）に委託することができる。

2 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する調査事務の一部を地方公共団体に委託することができる。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 基金における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

2 前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項ただし書の納付金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第二十条 基金は、第十七条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 基金は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行の事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託

会社について準用する。

7 前各項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第二十一条 基金は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四節 雑則

(報告及び検査)

第二十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 通則法第六十四条第二項及び第三項の規定は、前項の立入検査について準用する。

(主務大臣等)

第二十三条 この章及び第六章並びに基金に係る通則法における主務大臣は、国土交通大臣及び財務大臣とする。

2 前条第一項及び基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

3 この章及び基金に係る通則法における主務省は、国土交通省及び財務省とする。

4 基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(鹿児島県が処理する事務)

第二十四条 この章及び基金に係る通則法の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、鹿児島県知事が行うこととすることができる。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十五条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）の規定は、基金の役員及び職員には適用しない。

(通則法の特例)

第二十六条 基金における通則法第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「三年以上五年以下」とあるのは、「五年」とする。

2 基金の通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最初の事業年度の通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

3 通則法第三十五条の規定は、基金については、適用しない。

第五章 雑則

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十八条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
- 二 第十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行し、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継、平成二十五年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用並びに基金に係る通則法第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、別に法律で定める。

3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成二十六年以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第五項まで及び第二十七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

4 別表の規定の昭和六十年年度における適用については、同表道路の項及び空港の項中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、同表港湾の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、同表保育所の項及び義務教育施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の六」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の七・五」（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の八・五）と、同表海岸の項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同表地すべり防止施設の項中「十分の八」とあるのは「十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業及び森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設にあつては、十分の八・五）」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の九・五）」とする。

5 別表の規定の昭和六十一年度から平成四年度までの各年度における適用については、同表道路の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・五（建設大臣が行う場合にあつては、十分の八）」と、同表港湾の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、同表空港の項中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、同表保育所の項及び義務教育施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の八・五）以内、主務大臣が施行する場合にあつては十分の七・五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の八・五）」と、同表海岸の項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同表地すべり防止施設の項中「十分の八」とあるのは「十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処

- するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、十分の八」と、同表河川の項中「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県又は市町村が行う場合にあつては十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては十分の八・五）以内、国が行う保安施設事業にあつては十分の七・五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五）以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設にあつては十分の八・五」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の九・五）」とする。
- 6 別表道路の項及び林業施設の項の規定の平成元年度及び平成二年度における適用については、前項の規定にかかわらず、同表道路の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・二五（建設大臣が行う場合にあつては、十分の七・五）」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県又は市町村が行う場合にあつては十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五）以内、国が行う保安施設事業にあつては、十分の八・五）以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設にあつては十分の七・五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五）以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設にあつては十分の八」とする。
- 7 国は、当分の間、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）に対し、第六条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 8 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 9 前項に定めるもののほか、附則第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 10 国は、附則第七項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第六条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 11 港湾管理者が、附則第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
- 12 基金は、平成十八年三月三十一日までの間、第十七条に規定する業務のほか、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、農林水産物の加工度の高い工業、産業の振興開発に係る交通運輸業その他の奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業で政令で定めるものを行う事業者に対する当該事業に必要な資金の出資の業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。
- 13 前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第二十九条第二号中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び附則第十二項」とする。

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「小笠原諸島」とは、嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

2 この法律において「旧島民」とは、昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、昭和四十三年六月二十五日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していたものをいう。

第二章 小笠原諸島振興開発計画等

（基本方針）

第三条 国土交通大臣は、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向に関する事項
- 二 土地（公有水面を含む。以下同じ。）の利用に関する基本的な事項
- 三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する基本的な事項
- 四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項
- 五 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する基本的な事項
- 六 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項
- 七 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
- 八 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 九 観光の開発に関する基本的な事項
- 十 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
- 十一 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項
- 十二 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

(以下単に「特定非営利活動法人」という。)その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十三 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関する基本的な事項

3 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4 基本方針は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(振興開発計画)

第四条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画(以下「振興開発計画」という。)を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地の利用に関する事項

二 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項

五 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

七 教育及び文化の振興に関する事項

八 観光の開発に関する事項

九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

十 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

十一 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

3 振興開発計画は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。

5 東京都は、小笠原村から前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

6 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

第五条 削除  
(特別の助成)

第六条 国は、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に関する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体その他の者に対して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合を超えて、その全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

2 小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

第七条 国は、前条に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で国土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、関係地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(経理の分別)

第八条 前二条に規定する事業に要する経費に関する経理については、当該地方公共団体は、これを他の経理と分別しなければならない。

(地方債についての配慮)

第八条の二 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(土地改良法の特例)

第九条 小笠原諸島において行なわれる土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業に対する同法の規定の適用については、当分の間、政令で特別の定めをすることができる。

(農用地開発のための交換分合)

第十条 都は、振興開発計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地(政令で定めるものを除く。)につき交換分合計画を定め、当該土地に関する権利の交換分合を行うことができる。

2 前項の規定による交換分合により、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)第十三条第七項に規定する特別賃借権に代わるものとして設定された賃借権は、同法の規定の適用については、同項の特別賃借権とみなす。

3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第百十三條、第百十三條の三から第百十五條まで、第百二十三條その他同法の交換分合に関する規

定は、第一項の交換分合に関して準用する。

4 第一項の交換分合に関しては、前項において準用する土地改良法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

### 第三章 小笠原諸島振興開発審議会

(小笠原諸島振興開発審議会)

第十一条 国土交通大臣の諮問に応じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関し重要な事項を調査審議するため、国土交通省に、小笠原諸島振興開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

第十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者並びに関係地方公共団体の長及び議会の議長のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

9 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第四章 雑則

(国有財産の譲与等)

第十三条 国は、関係地方公共団体が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)その他の法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(交通の確保等についての配慮)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実にについての配慮)

第十三条の三 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実にについて適切な配慮をするものとする。

(農林水産業の振興についての配慮)

第十三条の四 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(医療の充実についての配慮)

第十三条の五 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、医療機関の協力体制の整備等により小笠原諸島における医療の充実を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地域間交流の促進についての配慮)

第十三条の六 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存すること等の特性があることにかんがみ、国民の小笠原諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化に資するため、小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮)

第十三条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、小笠原諸島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成並びに小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における緊密な連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

(資金についての配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、帰島した旧島民の生活の再建のため必要な事業等に要する資金について適切な配慮をするものとする。

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第十五条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画(以下「帰島計画」という。)に基づき永住の目的をもって小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの(以下「帰島者」という。)が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の二までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。)若しくは同法第三十二条又は所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額(一)とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円(長期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除した金額(一)とする。」とする。

二 租税特別措置法第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額(一)とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円(短期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額)を控除した金額(一)とする。」とする。

三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から千五百万円(当該残額に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額とする。

四 所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から千五百万円(当該譲渡益に相当する金額が千五百万円に満

たない場合には、当該譲渡益に相当する金額）を控除した金額とする。

2 前項の場合において、帰島者の有する資産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて千五百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

3 前二項の規定は、帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に小笠原諸島の地域へ移住する見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定は、その適用を受けようとする者のこれらの規定に規定する資産を譲渡した日の属する年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、帰島者に該当する旨の財務省令で定める証明書を添付しない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類及び財務省令で定める証明書の提出があつたときは、この限りでない。

5 第三項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

7 租税特別措置法第三十三条の五第三項の規定は、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第五項に規定する提出期限」と、同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第五項」と読み替えるものとする。

（帰島に伴う不動産取得税の課税の特例）

第十六条 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から二年以内に小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該譲渡した不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていないときは、政令で定めるところにより、東京都知事が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に達するまでの金額を価格（同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項において同じ。）から控除するものとする。

2 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島（小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住することをいう。以下この項において同じ。）をしたもの又はその一般承継人が、小笠原諸島の地域への移住に伴い小笠原諸島の地域において当該家屋と同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める

額に達するまでの金額を価格から控除するものとする。

(土地の利用についての配慮)

第十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の地域のうち土地の利用について振興開発計画の定めのある区域において、土地をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体以外の者で、前項に規定する区域において土地をその用に供する必要がある事業を実施しようとするものは、当該事業の実施により振興開発計画において定める土地の利用が損なわれないように配慮しなければならない。

(助言、勧告又は指揮監督)

第十八条 国土交通大臣は、振興開発計画に基づく事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する関係地方公共団体に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督する。

2 東京都知事は、振興開発計画に基づく事業の実施について、これらの事業を実施する村に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、教育及び文化の振興に関する事業（関係法令の規定により都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。）の実施に関する助言若しくは勧告又は指揮監督については、東京都知事は、あらかじめ都の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣の関係法令の規定による助言若しくは勧告若しくは指揮監督又は都の教育委員会の関係法令の規定による助言若しくは勧告の権限を妨げるものではない。

(権限の委任)

第十九条 国土交通大臣は、前条第一項の規定に基づく総合調整、助言及び勧告並びに指揮監督の権限の一部を小笠原総合事務所の長に委任することができる。

(振興開発計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第二十条 振興開発計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行に関する国の事務は、国土交通省において掌理する。

(離島振興法の適用除外)

第二十一条 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）は、小笠原諸島の地域については適用しない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成

二十六年以降に繰り越されるものについては、第六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例)

3 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第十五条の規定を適用する。

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日平成二十六年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、当該譲渡した不動産に係る第十六条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準)によつて決定した価格)中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

(修正基準に係る不動産の価格の決定の特例)

5 第十六条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第十六条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成二十六年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例)

7 帰島者が、この法律の失効の前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第十六条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

○旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)(抄)

第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 3 4 (略)

5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。  
6 (略)

○医療法(昭和二十三年法律第二百五号)(抄)  
第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の实情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。  
2 13 (略)

○通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)(抄)

(業務)

第二条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。)を行うことを業とする。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。

一 一六 (略)

第三章 登録

(登録)

第十八条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(通訳案内士登録簿)

第十九条 通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(登録の申請)

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者(以下「申請者」という。)が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができないう者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、申請者が前項に規定する国土交通省令で定める者に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(通訳案内士登録証)

第二十二條 都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八條に規定する事項を記載した通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三條 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の再交付)

第二十四條 通訳案内士は、登録証を亡失し、又は著しく損じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第二十五條 通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は、その登録を抹消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 第四條各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。

2 通訳案内士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつたときは、その者又は相続人は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十六條 通訳案内士が第二十一條第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、都道府県知事は、その登録を抹消することができる。

(通訳案内士登録簿の閲覧)

第二十七條 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の細目)

第二十八條 この法律に定めるもののほか、通訳案内士の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四章 通訳案内士の業務

(登録証の提示等)

第二十九條 通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、登録証を提示しなければならない。

2 通訳案内士は、その業務を行っている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければ

ならない。

(禁止行為)

第三十条 通訳案内士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 通訳案内を受ける者のためにする物品の購買その他のあつせんについて、販売業者その他の関係者に対し金品を要求すること。
- 二 通訳案内を受けることを強要すること。
- 三 登録証を他人に貸与すること。

第三十一条 通訳案内士は、前条に規定するもののほか、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(知識及び能力の維持向上)

第三十二条 通訳案内士は、第三十五条第一項の規定により届出をした団体が同条第二項の規定に基づき実施する研修を受けること等により、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2 観光庁長官及び都道府県知事は、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(懲戒)

第三十三条 通訳案内士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 一年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

2 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項各号に掲げる処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告)

第三十四条 都道府県知事は、通訳案内士の業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、通訳案内士に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

(通訳案内士の団体)

第三十五条 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、観光庁長官に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした団体は、一定の課程を定め、通訳案内士に対する研修を実施しなければならない。

3 観光庁長官は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要があるときは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

○電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号) (抄)  
別表第六(第三百三条の二関係)

無線局の区分

金額

一〇九 (略)

備考

一〇四 (略)

五 この表において「第四地域」とは、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六〇十 (略)

○港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) (抄)

附則

1  
12

13 第四十六条の規定は、附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)附則第七項、失効前の沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百三十一号)附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第十項若しくは第十一項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものと

する。

- 14 第四十六条の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開發特別措置法附則第十項、失効前の沖繩振興開發特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負擔若しくは補助又は附則第十項若しくは第十一項の規定による国の補助に係るものについては、適用しない。
- 15 31 (略)

○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律で「旅行者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第八号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。

3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号に掲げる行為（第十四條の二第一項の規定により他の旅行者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。）又は旅行者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。

4・5 (略)

（登録）

第三条 旅行業又は旅行者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

（登録の拒否）

第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九條の規定により旅行業又は旅行者代理業の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者

三 申請前五年以内に旅行業務に關し不正な行為をした者

四 營業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は第六号のいずれかに該当するもの

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

六 法人であつて、その役員のうち第一号から第三号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

七 營業所ごとに第十一條の二の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

八 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第四條第一項第四号の業務の範圍の別ごとに国土交通省令

で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

九 旅行者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの

2 (略)

(変更登録等)

第六条の四 (略)

2 (略)

3 旅行者又は旅行者代理業者(旅行者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号(旅行者代理業者にあつては、同項第一号から第三号まで)に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

4 (略)

(旅行者取扱管理者の選任)

第十一条の二 旅行者又は旅行者代理業者(以下「旅行者等」という。)は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス(運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。)の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わなければならない。

2 旅行者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者のすべてが第六条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当し、又は選任した者のすべてが欠けるに至つたときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関し旅行者と契約を締結してはならない。

3 第一項の規定は、旅行業務を取り扱う者が一人である営業所についても適用があるものとする。

4 旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者となることができない。

5 旅行業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。

一 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者

二 前号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者

6 旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせること等により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

(標識の掲示)

第十二条の九 旅行者等は、営業所において、旅行業と旅行者代理業との別及び第十一条の二第五項各号に規定する営業所の別に応じ国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

2 (略)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（財産の処分の制限）

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

○中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）（抄）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
- 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
<p>一〇百四十一（略）</p> <p>百四十二 旅行業若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録</p> <p>（注） 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項（旅行業法の特例）の規定により旅行業者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画の認定は、当該登録とみなす。</p>		
<p>（一） 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

百四十三～百六十 (略)	(登録) 又は第六条の四第一項(変更登録)の規定による 旅行業の登録又は変更登録(政令で定めるものに限 る。)	(二) (三)	(略)	(略)

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号) (抄)  
別表第二(第三十条の七関係)

一～十一 (略)	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務	(略)	

別表第四(第三十条の七関係)

一～十 (略)	提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事務	(略)	

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号) (抄)  
(地域限定通訳案内士の欠格事由)  
第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。  
一～六 (略)  
(通訳案内士法の準用)  
第二十四条 (略)

- 2 (略)
- 3 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第四項において準用する第三十五条第一項」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「外客旅行容易化法又は外客旅行容易化法」と読み替えるものとする。
- 4 (略)

○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（帳簿書類の提示等）

第二十四条（略）

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3・4 (略)

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

附 則

（所掌事務の特例）

第二条（略）

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十四年三月三十一日	(略)
平成二十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(略)	(略)
平成二十九年三月三十一日	(略)
平成三十三年三月三十一日	(略)
(略)	(略)

3 (略)

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

附則

1・2 (略)

3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
(略)	(略)
平成二十九年三月三十一日	(略)
平成三十三年三月三十一日	(略)
(略)	(略)

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

附則

（所掌事務の特例）

第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十六年三月三十一日	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に關する關係行政機關の經費の配分計画に關すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に關すること。</p> <p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に關すること。</p>
平成二十七年三月三十一日	(略)
平成二十九年三月三十一日	(略)

平成三十三年三月三十一日	(略)
平成三十四年三月三十一日	(略)
平成三十五年三月三十一日	(略)

2 (略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成二十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 平成二十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

○独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号) (抄)

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関する報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

○沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) (抄)

(通訳案内士法の特例)

第十四条 (略)

2と4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。

一と七 (略)

6と7 (略)

8 通訳案内士法第四章の規定は、沖縄特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一

項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第十四条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「沖縄振興特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9 (略)

(航空機燃料税の軽減)

第二十七条 沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。)との間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第二条第二号に規定する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号) (抄)

(旅行業法の特例)

第十二条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一・二 (略)

三 旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行者等(観光圏内限定旅行者代理業者を含む。)以外の者 前項の標識に類似する標識 (略)

○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) (抄)

(通訳案内士法の特例)

第二十条 (略)

2~4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。

一~六 (略)

6~8 (略)

9 通訳案内士法第四章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第

三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあっては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 〓 14 (略)

(通訳案内士法の特例)

第四十三条 (略)

2 〓 4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。

一 〓 六 (略)

6 〓 8 (略)

9 通訳案内士法第四章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあっては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 〓 14 (略)

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

(通訳案内士法の特例)

第五十三条 (略)

2 〓 4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 〓 七 (略)

6 〓 7 (略)

8 通訳案内士法第四章の規定は、福島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十三条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同法第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9  
13 (略)